

## 事業事前評価表

国際協力機構中東・歐州部中東第二課

### 1. 基本情報

- (1) 国名：パレスチナ自治区（パレスチナ）  
(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ガザ地区及びヨルダン川西岸地区  
(3) 案件名：緊急復旧計画（フェーズ 2）(The Programme for Emergency Recovery (Phase 2))

G/A 締結日：2026 年 2 月 15 日

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における復旧・復興及び開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
2023 年 10 月 7 日に始まったガザ地区の武装組織ハマス等とイスラエルの衝突は 2025 年 10 月 10 日に停戦が発効した。パレスチナ自治政府（PA）保健庁によると、停戦合意発効までのガザ地区の死者は約 6 万 7,173 人、負傷者は約 16 万 9,789 人に上る。

停戦合意発効後、ガザ地区への人道支援物資の搬入量は当初想定された水準には達しておらず、依然として搬入可能な物資についても制約が課される状況が継続している。また、国連人道問題調整事務所（OCHA）によれば、停戦合意後も引き続き 100 万人以上の国内避難民がテント等の一時的な避難所での生活を余儀なくされており、食料、水・衛生、電気、保健・医療等各分野における社会サービスが極めて限定的な状況の中で、厳しい生活環境に直面している。

2025 年 9 月に発表された世界銀行、国連、欧州連合（EU）による「ガザ及び西岸地区の被害状況アセスメント」(Gaza and West Bank Interim Rapid Damage and Needs Assessment (IRDNA)) によれば、インフラの損失額だけでも約 346 億米ドルと想定され、経済的、社会的損失等も含めたガザ地区全域における復旧・再建への必要額は、671 億米ドルと推計されている。また、ヨルダン川西岸地区（以下、「西岸地区」という。）においても、2023 年 10 月の戦闘開始後、治安情勢の悪化が住民の生活や経済活動に大きな影響を与えている。また、都市間移動の制限、イスラエルへの出稼ぎ労働者のビザ不許可、イスラエルが徴収している関税等の税還付金差止め等が与えるパレスチナ経済への影響は深刻であり、PA は財政難に陥っている。世界銀行によれば、2025 年の PA の財政赤字は GDP 比で約 7~8% に達していると予測されており、恒常的な財政緊急事態にある。

これらに対する国際社会の動きとして、ガザ地区において続いている人道危機に緊急的に対処する必要性や、パレスチナとイスラエルの双方が平和、安全及び相互の承認の下に共存することを想定した二国家解決の重要性が G7 サミット等多くの場で強調されている。また、2025 年 11 月 17 日には国連安全保障理

事会においても米国が提示した「ガザ紛争終結のための包括計画」に基づきガザ暫定統治機関の平和理事会及び国際安定化部隊設置を承認する決議が採択され、今後のガザ地区における人道支援及びその後の復旧復興支援の促進に向けた体制構築が進みつつある。

JICAは停戦合意前の2025年2月に贈与契約を締結した無償資金協力「緊急復旧計画」により、廃棄物、保健・医療、上下水道分野における資機材整備の協力を開始したが、ガザ地区及び西岸地区の膨大な復旧・復興支援ニーズに対応するにはさらなる支援が求められている。具体的には、以下ア～エに示すパレスチナの緊急復旧・復興に資する優先度の高い課題に取り組むものである。

#### ア 廃棄物管理・インフラ復旧

ガザ地区においては、廃棄物が適切に除去・処理されていない現状により、人々の健康・環境リスクが顕在化しているとともに、生活基盤や都市機能、農業、漁業などの産業及び公共サービスの復旧・復興の推進が必要となっている。2024年度無償資金協力「緊急復旧計画」では、廃棄物の収集・運搬に必要な機材の整備に対応した。

廃棄物管理を行っている広域行政カウンシル（Joint Service Council (JSC)）によれば、2025年9月までに、ガザ地区の廃棄物管理にかかる施設・資材は約6,600万米ドルの損害を受けている。2025年11月時点で、2023年10月7日以前に213台あった廃棄物収集車両のうち114台が完全に破壊され、廃棄物コンテナの大半が失われるなど、廃棄物関連機材や施設に大きな被害が出ている。加えて、ガザ地区内に2か所ある埋立地へのアクセスが困難な状況が継続しているため、廃棄物は56か所以上の仮設サイトに積み上がり、同仮設サイトと近接する避難場所では深刻な健康及び環境リスクを引き起こしている。保健分野等の関連ドナーからの報告によれば、未処理の生活ごみや廃棄物が原因で、根絶していたポリオが再発しているほか、医療機関から出る感染性廃棄物が適切に処理されず、住民や清掃作業員に直接的な被害を及ぼしているとの指摘もある。これらの状況を踏まえ、JSC等と連携し、廃棄物の収集・運搬を持続的かつ効果的に実施するために必要な資機材等を整備する。

最新のIRDNAによれば、2025年8月までに、ガザ地区の電力分野における損害は約5億1,400万米ドルとなっており、発電・配電網の80%以上が破壊されている稼働不能な状態にある。また、パレスチナ資源エネルギー庁（Palestine Energy and Natural Resources Authority (PERNA)）によれば、屋外変電所や電柱、変圧器の損傷や、PNERAや配電会社施設の破壊により、ガザ地区の190万人以上が安定した電力を利用できない状況にある。これらの慢性的な電力不足は水供給、医療、食料生産の麻痺を一層深刻化させている。また、病院・避難所・水・衛生施設は小型ディーゼル発電機や太陽光発電バックアップ電源に依

存しているものの、需要に追いついていない。通信インフラ（携帯基地局等）も電力不足により機能が低下している。これらの状況にある保健医療施設、水供給施設、避難所等に対し必要な電力インフラを整備する。

#### イ 保健・医療

ガザ地区における衝突による保健分野における被害は深刻であり、IRDNAによると被害規模は15億米ドル相当と試算されている（前回の被害状況アセスメント（2024年3月）から2.4倍に増加）。OCHAによると、ガザ地区の36病院（二次・三次医療施設）のうち22病院が機能しておらず、一次医療施設の6割超（122施設）が機能を停止、1,700人超の医療従事者が死亡している。また、ドナーが参加する保健分野会合によると、機能している病院においても、あらゆる医療物資（診断装置、検査・治療機器、医薬品等）の不足が指摘されている。ガザ地区では前述のとおり16万人を超える負傷者が発生。加えて、病院機能維持のための発電機、救急車に必要な燃料、安全な水の不足も深刻であり、優先的な対応が必要との方針も示されている。また、ガザ地区での衝突が始まった2023年10月以降、ヨルダン川西岸地区でも、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）による医療サービスが縮小し、PAの財政悪化により公立病院が十分に機能していないために医療体制がひっ迫しており、難民キャンプを含む多くの地域では人々が医療にアクセスできない状況が発生している。かかる状況の中、ガザ地区の保健サービス機能の早期回復・改善、及びヨルダン川西岸地区の医療体制強化のための医療資機材整備が求められる。

#### ウ 水・衛生インフラの強化

IRDNAの2025年9月の被害状況アセスメントによると、水・衛生分野における被害規模は16億米ドル相当と試算されている（1年前と比べて3倍に増加）。2024年度無償資金協力「緊急復旧計画」ではガザ地区及びヨルダン川西岸地区双方の破壊された上下水道施設の復旧・復興に資する資機材の整備に対応した。

OCHAによれば、2025年11月時点で、ガザ地区における上下水道施設の85%以上が損壊し、井戸の生産能力は衝突前の25%となっている。衝突前（2023年10月以前）は1人当たり80～85リットル／日の水が利用可能だったが、現在はガザ地区の人口の約半数は、飲料水や家庭用水として推奨されている1人当たり6リットル／日の水にすらアクセスできていない。また、水・衛生分野会合によれば、ガザ地区内の7か所すべての下水処理施設が停止しており、コレラ等に起因する急性水溶性下痢症の発生率が2024年6月から2025年6月の1年間で25%から44%に増加するなど、公衆衛生の危機が深刻化している。この状況を受け、水資源及び上下水道を管轄しているパレスチナ水利庁（Palestinian Water Authority (PWA)）と連携し、同庁の緊急・復興・再建の計画に沿って、ガザ地区の水供給システムの復旧及び淡水化に資する資機材を整備することが

求められる。

## エ 基礎インフラの整備

2023年10月以降、西岸地区では難民キャンプの道路や住宅地等のインフラが甚大な被害を受けており、インフラ開発の中心的役割を担う公共事業・住宅省（Ministry of Public Works and Housing (MPWH)）の作業量が大幅に増加している。他方で、MPWHが保有する47台の重機の70%以上が1999年から使用されているため老朽化しており、これら重機を用いた道路修復・整備が極めて非効率に行われている。

主要道路の再開通は、電力、廃棄物、保健・医療等の分野における復旧作業や資機材運搬のためにも喫緊の課題となっている。かかる状況のなか、主要道路インフラの整備・維持能力の強化や瓦礫の撤去のために必要な道路整備機材の整備が求められる。

### （2）パレスチナ復旧・復興に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

対パレスチナ自治区国別開発協力方針（2017年9月）において、重点分野「人間の安全保障に基づく民生の安定と向上」及び「財政基盤の強化と行政の質の向上」の一環として、紛争被災者や社会的弱者（特にガザ地区）への緊急人道支援に加え、人間の安全保障の観点から、上下水道等インフラ、保健等の分野における基礎生活の基盤整備を行うこと、廃棄物管理等を通じて行政サービスの質の向上を支援することが定められている。

パレスチナの所得水準は相対的に高いものの、外務省が定める「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に対して下記観点で合致することから、無償資金協力での対応が適切と判断される。

2023年10月以降、ガザ情勢の悪化によりガザ地区の死者は約7万人、負傷者は約17万人（2024年11月末時点、PA保健庁）に上り、約100万人以上の避難民がテント等の一時的な避難所での生活を余儀なくされ、全世帯の約4分の1が1食／日のみで生活し、医療施設の稼働状況は紛争勃発前の4割以下、ガザ地区内7か所の下水道処理施設のすべてが停止している。これから冬を迎える

（雨季）中で、人道状況が更に悪化する恐れがあり、同地区への支援は可及的速やかに行う必要があり（「緊急性・迅速性」）、また、公衆衛生的危機的状況にある（「人道的ニーズ」）。

### （3）他の援助機関の対応

EUを中心とした多くのドナー各国がパレスチナに対する緊急人道支援を実施している。ガザの復旧・復興支援関連を含む最近（2025年）の支援状況は以下

のとおり。

加：(2023年10月以降)これまで3.55億ドル以上の人道支援を実施。今後、ガザの医療サービスの早期復旧支援として2,000万ドルの支援を予定(2025年8月時点)。

英：(2023年10月以降)2025年1月28日に、ガザ地区に対する1,700万ポンドの人道支援パッケージ(水及びエネルギーインフラの復旧等)を表明。同支援を含む支援総額(2024英会計年度)は約2億2,900万ポンド。さらに、4月28日、ムスタファPA首相の訪英に際して、人道支援、経済開発支援、PAの改革に資する1億1,000万ポンド規模(2025英会計年度)を表明。

仏：(2023年10月以降)これまで2.5億ユーロ以上のパレスチナ支援(保健、栄養、水・衛生、公衆衛生等)を実施(2025年10月時点)。

独：(2023年10月以降)2.89億ユーロのパレスチナ支援(うち、3,900万ユーロで国際機関等と連携して移動診療や水処理施設の配備等を通じた医療改善)を実施(2024年5月末時点)。

EU：3カ年総額16億ユーロの包括支援プログラム(2025年4月発表)を実施しており、同プログラム内でヨルダン川西岸地区及びガザ地区における水・エネルギー・インフラ分野で5.76億ユーロの無償資金協力の実施を表明。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

① 事業の目的：本事業は、ガザ地区及びヨルダン川西岸地区において、緊急復旧に必要な資機材等を調達することにより、復旧・復興に向けた基盤整備、人々の生活再建、行政サービスの強化を図り、もってパレスチナの緊急復旧・復興に寄与するもの。

#### ② 事業内容

##### 1) 施設、機材等の内容

廃棄物：廃棄物収集・運搬用資機材、関連装備品等

電力：電力関連資機材、関連装備品等

医療・保健：医療関連資機材、関連装備品等

上下水道：水供給・下水処理関連資機材、関連装備品等

基礎インフラ：道路整備用機材、関連装備品等

※資機材等の内容は先方のニーズ及びイスラエル政府からの搬入許可取得状況等に応じて変更の可能性あり。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容  
なし

#### ③ 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：PA 機関、PA 関連機関・施設、自治体等

最終受益者：パレスチナの人々（人口約 548 万人）

（2）総事業費

総事業費 4,100 百万円（概算協力額（日本側）：4,100 百万円）

（3）事業実施スケジュール（協力期間）

2026 年 3 月～2028 年 2 月を予定（計 24 か月）、治安情勢により変動する可能性あり。

（4）事業実施体制

1) 事業実施機関：

パレスチナ財務・計画庁（Ministry of Finance and Planning）が日本政府、JICA 及び調達代理機関とともに案件全体の監理を行いつつ、以下の関係省庁等の緊急ニーズに即した資機材リストを JICA 及び調達代理機関と検討の上確定し、調達を行う。

廃棄物：パレスチナ地方自治庁（Ministry of Local Government）、自治体、JSC 等

電力：パレスチナ資源エネルギー庁（Palestinian Energy and Natural Resources Authority）等

保健：パレスチナ保健庁（Ministry of Health）等

上下水道：パレスチナ水利庁（Palestinian Water Authority）等

基礎インフラ：パレスチナ公共事業・住宅庁（Ministry of Public Works and Housing）等

2) 運営・維持管理機関：

前述の関係省庁等が調達される資機材の運営・維持管理を行う。ガザ地区においては、治安情勢に上記関係省庁等の活動が影響を受けることも想定されることから、関係省庁等や JICA パレスチナ事務所及び中東・欧州部等が活動状況を隨時確認するとともに、困難な状況にある場合には、関係省庁等が機材の維持管理やモニタリングを国際機関と連携して行う。

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

下記の無償資金協力におけるパレスチナ（特にガザ地区）への機材搬入の実施状況等も踏まえ、本事業で供与する機材の種類、仕様等の詳細計画を作成する。

- ・ 無償資金協力「緊急復旧計画」（2025 年 2 月、G/A 締結）

2) 他援助機関等の援助活動

EU を中心とした多くのドナー各国がパレスチナに対する緊急人道支援を実施している。本事業の検討・実施に際して得られる知見や教訓、及び

実施上の留意点については、ドナー会合やクラスター会合等の機会を通じて積極的に他ドナー等に共有し、他ドナーの知見も獲得できるようにする。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ その他・モニタリング : 該当なし

(7) 横断的事項

1) 本事業は、車両の更新により運輸交通分野の気候変動の影響にも対応するもので、パリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）における目標と矛盾がない。

2) 各分野において、障害のある人々が事業の受益や復旧・復興プロセスから排除されないよう、横断的な配慮に留意する。機材及び関連装備に際しては、多様な障害特性を有する人々が安全かつ円滑に利用できるよう、情報保障等の観点に配慮する。

(8) ジェンダー分類 : 【対象外】 ■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<活動内容／分類理由>

本事業ではPA関係省庁との協議等を通じてニーズを確認したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組の計画や指標等の設定に至らなかつたため。ただし、先方ニーズに応じて事業内容に変更が生じジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する取組が計画・合意される場合は、ジェンダー分類を見直すこととする。

(9) その他特記事項 :

事業実施機関等関係者との情報収集・連絡協議体制の構築に加え、パレスチナ情勢は非常に流動的であるため、本事業の実施に係るJICA関係者（邦人）のガザ地区入域を基本的に想定しない事業計画とする。ローカル人材の活用が想定される場合、特にガザ地区内での活動については、必要な安全情報などの提供を行うなど安全確保に努めることとする。

#### 4. 事業効果

(1) 定量的效果

指標名	基準値 (2025年11月までの実績値等)	目標値(2031年) 【事業完成3年後】
北ガザJSC及び南ガザJSCによる廃棄物収集総量 (トン／日)	※確認予定	※確認予定
改善・改修されたエネルギー関連施設(箇所)	0	※確認予定
資機材を整備した医療施設で医療サービスを受けた人々(人／年)	0	※確認予定
インフラ(上下水道)が改善された箇所及び総延長(箇所、km)	0	※確認予定

※今後、調査等にて確認後に設定予定。JSCについても調査等を通じて活動状況を隨時確認する。

## (2) 定性的効果

- 自治体、JSCの効果的かつ効率的な廃棄物処理能力の強化。
- 緊急性の高い施設や地域への安定的な電力供給による公的サービスの改善。
- 保健・医療機関におけるより安全な医療サービス提供体制及び緊急症例対応能力の強化。
- 安全な水へのアクセス改善による感染症の減少や対象地域の生活環境の改善。
- 生活基盤や都市機能の回復・安定化による避難民帰還の促進。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件：特になし

### (2) 外部条件

- ガザ地区への資機材搬入に係るイスラエル政府の方針が大幅に変更しない。
- 治安情勢が急激に悪化しない。
- 武力衝突やインフレの影響により、資機材費等が急激に高騰しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

平成19年度(2007年度)対アゼルバイジャン無償資金協力「バクー市緊急医療機材整備計画」(事後評価:2014年度)や平成15年度(2003年度)対インド無償資金協力「サー・ジェイ・ジェイ病院及びカマ・アンド・アルブレス母子病院医療機材整備計画」(事後評価:2009年度)を含む過去の無償資金協力によ

る類似の機材整備案件の事後評価等において、機材の持続的活用を確保するため、必要な予算配分を含む機材保守管理体制を確認する重要性や調達機材の交換部品の調達可能性を確認する必要性が指摘されている。本事業では、関係省庁の保守管理体制の状況把握と課題確認を行い、事業実施段階においても継続的に関係先と協議するとともに、機材の故障に対し、現地及び近隣国における代理店や取扱い業者による保守管理の有無について確認する。また本事業は、引き続き厳しい治安状況下にあり、かつ、情勢が流動的な状況で実施される可能性が高く、日本側でも柔軟かつ迅速な対応が行える体制を構築する。事業実施段階においても、JICA パレスチナ事務所や中東・欧州部及び調達代理機関等が PA 関係省庁、イスラエル政府と綿密なコミュニケーションをとる体制を整える他、同様の機材調達・搬入を行う国際機関や他ドナー、国際 NGO 等とも常に連携し、情報収集を行う。

## 7. 評価結果

本事業は、パレスチナの緊急的な人道も含む開発課題に対する方針、並びに国際社会全体、我が国及び JICA の協力方向性に合致し、緊急復旧の推進を通じて復旧・復興に資するものであり、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール 6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール 7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）及びゴール 16「平和と公正をすべての人に」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成 3 年後 事後評価

以 上

別添資料「緊急復旧計画」地図

別添

緊急復旧計画 地図



出典：UNOCHA

([https://gis.unocha.org/portal/apps/experiencebuilder/experience/?id=f05d3b43cd3347cfbd0ca299c00cec96&\\_gl=1\\*2v8oak\\*\\_ga\\*Nzk3Nzc3NjE5LjE3NjI4Mzq2NDM.\\*\\_ga\\_E60ZNX2F68\\*czE3NjQwMzg3MjkkbzUkZzAkdDE3NjQwMzg3MjkkajYwJGwwJGgw](https://gis.unocha.org/portal/apps/experiencebuilder/experience/?id=f05d3b43cd3347cfbd0ca299c00cec96&_gl=1*2v8oak*_ga*Nzk3Nzc3NjE5LjE3NjI4Mzq2NDM.*_ga_E60ZNX2F68*czE3NjQwMzg3MjkkbzUkZzAkdDE3NjQwMzg3MjkkajYwJGwwJGgw))